

予 防

火 災 予 防

火 災 予 防 の 概 要

火災から市民の生命、身体及び財産を保護するためには、消防機関において火災の原因及び損害調査結果を分析し、より効果的な火災予防情報の発信、迅速及び確実な消火・人命救助活動を行うことはもとより、市民や事業所などが一体となった地域ぐるみでの防火安全対策を推進することが不可欠である。このことから、火災予防面での対策として、市民や事業所で組織している自主防火団体及び防火協力団体などと消防機関が連携を密にして、市民一人ひとりの火災予防に対する意識の高揚に向けて積極的に取り組んでいる。

1. 火災予防運動の推進

火災や、火災による死傷者を未然に防止するためには、市民一人ひとりが日頃から防火に関心を持ち、家庭や事業所はもとより、地域ぐるみで自主的な防火活動を実践することが大切である。このため、市民をはじめ地域の防火委員会、防火管理者協会、危険物安全協会及び石油燃焼器具整備業協議会などの防火協力団体と消防が一体となり「火災予防運動」を展開し、防火思想の普及高揚を推進している。

2. 広報・広聴活動

消防広報は、火災原因・損害調査結果を踏まえた火災の傾向等について、各種予防運動の周知、防火思想の普及高揚及び消防業務の実態などを市民に幅広く伝え、市民の理解と協力を得ながら消防行政を円滑に推進していくための重要な役割を果たしており、札幌市公式ホームページ、防火看板、防火ポスター及び「広報さっぽろ」などを活用した情報提供を行っている。また、市民の意見や要望を消防行政に反映させるため、各消防署や出張所に相談窓口を設けている。

3. 報道機関への情報提供

市民の防火意識を喚起するため、新聞、ラジオ及びテレビなどの報道機関に対して、火災予防をはじめ消防業務に関する情報提供を積極的に行っている。

4. 子どもに対する防火・防災教育

地域の防火・防災力向上を図ることを目的に、次世代を担う子どもたちに対して、子どもの発達段階に合わせた防火・防災教育を継続的かつ効果的に行っている。これにより、①自らの命に責任を持つ、②災害発生時に自ら主体的に考え、判断し、行動する、③危険の兆候を察知して「念のため」の行動ができる、④学んだことを家庭で話題にし、災害時における家族間の信頼関係を構築する、以上4つの力を醸成し、地域の防火・防災の担い手を育成している。主な事業は、幼稚園児などを対象にした「幼年消防クラブ」、小学3年生を対象にした体験型の出前授業である「教えて！ファイヤーマン」、次世代の地域防火・防災をけん引する社会人の礎を築く「少年消防クラブ」、東日本大震災の教訓を踏まえた体験型の活動支援教育「ジュニア防火防災スクール」である。これらの事業を通じて、子どもに対する防火・防災教育を実践している。

5. 住 宅 防 火 対 策

高齢化が年々進む中、札幌市における火災被害の傾向は大きく変化しており、統計によると、高齢者世帯で発生した住宅火災の割合は、平成20年が11%であったのに対し、令和2年は約28%と2倍以上の上昇が見られた。

このため、福祉行政などとの連携協力により、高齢者に対する「火の用心」の声掛けなどの注意喚起を図るほか、高齢者宅の火災危険の早期発見を図るため、在宅福祉サービス事業所などへの情報提供や防火研修会を実施している。また、平成30年11月からは、高齢者世帯の火災による被害軽減を図るための支援策として、自動消火装置の設置費を一部助成する「高齢者世帯自動消火装置設置費助成事業」を開始した。

このほか、民間企業等の協力のもと、広く市民へ火災予防広報を行う「暮らしの火の用心協力隊」プロジェクトを展開している。

6. 放 火 防 止 対 策

「放火」件数については、令和2年中は44件（前年比7件減少）と出火原因の3位であり、全火災の約12%を占めている。近年は、地域の防火委員を中心とした放火されない環境づくりや関係行政機関・関係団体などへの積極的な情報発信をすることで、件数は10年前と比べおよそ3分の1まで減少している。

このほか、連続放火防止対策として、町内会等へのフラッシュライトの貸出しを行っている。

令和2年中予防主要事業

月	事業名	実施期間	事業目標	事業推進に係る重点実施事項	立入検査対象物
1 8	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における予防対策	1～8月	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、会場や宿泊施設等の法令違反を排除するとともに、施設関係者の自主防火意識を向上させることにより、大会の安全・安心の確保を図る。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 違反是正の徹底 2. 特別査察の実施 3. 外国人等への避難誘導対策等の推進 4. 法令等に基づく各種届出等の調整 5. 防火対象物優良公表の促進 	大会関連施設、旅館・ホテル等、民泊、地下鉄・JRの主要駅
1	文化財防火デー	1月10日～1月31日(22日間)	文化財に対する愛護意識の高揚及び火災予防対策の推進	文化財（建造物）施設関係者に勧奨文等の送付、当該施設に対する立入検査実施及び自衛消防訓練への協力	文化財等
4	春の火災予防運動	4月20日～4月30日(11日間)	火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図ることにより、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐ。	地域の実情に応じ、各消防署が主体的に作成した計画に基づく火災予防広報を展開する。	
6	危険物安全週間	6月7日～6月13日(7日間)	危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することにより、各事業所における自主保安体制の確立を図るとともに、市民に対してガソリン、灯油などの危険物に関する知識を普及し、安全で安心な市民生活の確保を図る。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 危険物施設における保安体制の整備促進 2. 危険物の保安に関する知識の普及啓発 3. 法令違反の是正促進 	危険物製造所等

月	事業名	実施期間	事業目標	事業推進に係る重点実施事項	立入検査対象物
10	秋の火災予防運動	10月15日 ～ 10月31日 (17日間)	暖房器具の使用等により火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図ることにより、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐ。	地域の実情に応じ、各消防署が主体的に作成した計画に基づく火災予防広報を展開する。	

予防広報・広聴状況（令和2年中）

1. 広報活動状況

（単位：回、人）

区分	総数		自衛消防訓練		自主防災訓練		出前講座		広報行事		消防関係	
	実施回数	参加人員	実施回数	参加人員	実施回数	参加人員	実施回数	参加人員	実施回数	参加人員	出向職員	参加団員
総数	273	24,573	183	14,403	6	132	29	947	55	9,091	1,747	92
地域住民	54	8,750	22	604	6	132	11	264	15	7,750	240	21
事業所	83	2,343	66	1,817	-	-	8	234	9	292	327	5
社会福祉施設	11	335	9	318	-	-	2	17	-	-	33	-
幼児	100	9,471	75	8,411	-	-	4	244	21	816	497	-
児童	9	267	5	150	-	-	1	62	3	55	404	1
生徒	11	3,499	7	3,343	-	-	1	111	3	45	214	55
大学生等	1	89	-	-	-	-	-	-	1	89	1	10
その他	15	154	8	78	-	-	4	32	3	44	64	-

2. 広聴事務（火災予防相談等）処理状況

（単位：件）

総数	要望	苦情	提言	問合せ	その他
9,900	724	59	2	9,017	98

幼年・少年消防クラブの結成状況（令和3年4月1日現在）

1. 幼年消防クラブ

行政区	クラブ数	指導者数（人）	クラブ員数（人）
総数	46	192	3,535
中 央	3	14	202
北 東	4	27	385
白 石	6	19	444
厚 別	4	23	371
豊 平	5	23	291
清 田	4	20	347
南 田	5	15	325
西 田	4	12	180
手 稲	5	15	308
手 稲	6	24	682

2. 少年消防クラブ

行政区	クラブ数	指導者数（人）	クラブ員数（人）
総数	46	256	652 (220)
中 央	5	29	82 (29)
北 東	5	32	46 (15)
白 石	5	9	41 (11)
厚 別	2	10	19 (3)
豊 平	4	30	65 (30)
清 田	4	9	43 (15)
南 田	5	34	78 (27)
西 田	5	35	87 (35)
手 稲	5	29	102 (28)
手 稲	6	39	89 (27)

（注）（ ）は女子の数で内数である。

幼年・少年消防クラブの活動状況（令和2年中）

1. 幼年消防クラブ

（単位：回、人）

行 事 名	活 動 内 容	実施回数	参加延人員
総 数		49	4,696
防 火 の 呼 び か け	防火みこし、防火パレード	-	-
避 難 訓 練 等	避難訓練、放水体験、車両展示	18	2,716
防 火 も ち つ き 等	防火もちつき、防火豆まき	8	528
ク ラ ブ 結 成 式 等	新入クラブ式・卒業クラブ式	13	980
防 火 の お 話	防火映画等	-	-
防 火 の つ ど い	お年寄りとのふれあい会等	1	82
そ の 他	消防署訪問等	9	390

2. 少年消防クラブ

（単位：回、人）

行 事 名	活 動 内 容	実施回数	参加延人員
総 数		89	1,258
防 火 パ ト ロ ー ル	町内防火夜回り等	-	-
防 火 の 呼 び か け	防火パレード、防火ちらし配布	5	20
防 火 ク リ ー ン 運 動	消火栓清掃、吸い殻入れの清掃	-	-
防 火 の つ ど い	防火のつどい	-	-
各 種 訓 練	規律、ロープ結索訓練等	35	362
防 火 研 修 会	消防庁舎見学、煙体験、放水体験、救急講習等	15	347
防 火 も ち つ き	お年寄りへもちの配布	1	16
防 火 看 板 の 作 成	防火看板等作製	1	36
ク ラ ブ 結 成 式 等	新入クラブ式・卒業クラブ式	4	215
親 睦 会	キャンプ、炊事遠足等	-	-
会 議	クラブ活動方針等	16	169
老 人 ホ ー ム 等 慰 問	お年寄りとのふれあい会等	-	-
そ の 他	出初式、感想発表大会、予防部主催イベント等	12	93

査察・指導の概要

本市における防火対象物は、高層化・大規模化が進み、その管理形態や使用形態も複雑多様化している。また、都市機能の24時間化や、市民のライフスタイルの多様化、社会環境の変化などにより火災の潜在的危険性は高まっており、これらの防火対象物における火災危険の排除の徹底と事業者の自主的な防火管理を推進するため、査察・指導業務を重点的かつ効果的に展開し、市民の暮らしの安全と安心の確保に取り組んでいる。

1. 査察の執行体制

市民や札幌市を訪れる観光客等の安全を確保するため、「札幌市消防局査察規程」等に基づき、各消防署職員により、消防法令違反（以下「違反」という。）がある防火対象物には重点的・継続的な査察を実施しており、また違反のないものに対しても建物の安全性の維持に向け、違反を予防するための定期的な査察に取り組んでいる。

2. 違反是正の推進

防火対象物の違反は、利用する市民に深刻な被害を及ぼす危険性があることから、重大な違反に対しては、是正命令等の消防法上の権限を適正に行使し、市内の違反対象物の減少に取り組んでいる。

令和2年度は、消防法に基づく是正命令を5件発令した。

3. 民間企業・地域団体と連携した法令遵守の取組について

消防用設備等の点検率を向上させ、市民の安全を高めるため、不動産関連団体2団体と「点検報告の情報提供にかかる協定」を締結している。

8の協定に基づき、市内のマンション、アパート等の消防用設備等の点検報告に関する情報について、不動産会社と連携して建物所有者や借主、買主に対して広く周知を行い、法令遵守を推進している。

また、地域団体が自主防火の意識向上や違反の改善、未然防止等を目的として、自主点検や研修会等を自ら行う取組に対して、支援を行っている。

4. 違反公表制度

建物利用者の防火安全に対する意識を高め、火災被害の軽減を図るため、平成27年4月1日から、市内のホテル、物品販売店や病院など不特定多数の人が利用する建物で、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備のいずれかが消防法令において設置義務があるにもかかわらず未設置の防火対象物について、札幌市公式ホームページに公表する制度を開始し、令和2年度は7件を公表した。

5. 防火対象物定期点検報告制度

防火管理の徹底を図ることを目的に、一定の規模及び用途の防火対象物の管理権原者は、専門的な知識を有する者（防火対象物点検資格者）に、防火管理の状況及び消防用設備等の設置・維持管理等に係る消防法の規制事項について1年に1回点検を行わせ、その結果を報告することが義務付けられている。全ての点検基準に適合している防火対象物については「防火基準点検済証」を表示することができ、また、一定要件を満たす防火対象物に対しては防火対象物定期点検報告を3年間に限

り免除する特例認定の制度があり、認定を受けた防火対象物については「防火優良認定証」を表示することができる。

6. 防災管理点検報告制度

大規模地震等の災害による被害を軽減するために、11階以上かつ延べ面積が1万平方メートル以上等の特に大規模な防火対象物の管理権原者は、専門的な知識を有する者（防災管理点検資格者）に防災管理の状況等について1年に1回点検させ、その結果を報告することが義務付けられている。全ての点検基準に適合している防火対象物については「防災基準点検済証」を表示することができる。また、一定要件を満たす防火対象物に対しては防災管理点検報告を3年間に限り免除する特例認定の制度があり、認定を受けた防火対象物は「防災優良認定証」を表示することができる。

7. 防火管理体制の検証制度

過去、多数の死傷者が生じた火災事例を契機として、平成元年4月から旅館・ホテル、平成5年1月からは病院・社会福祉施設において、夜間当直勤務者等の最少勤務人員で、火災が発生した場合に必要な消火・通報・避難誘導等が適切に行えるかを検証する制度を導入し、適切な夜間の防火管理体制の実施に向け指導を行っている。

なお、平成7年4月からは、物品販売店舗についても検証の制度化を図り、防火管理体制の指導強化に努めている。

8. 札幌市防火優良対象物表示公表制度

平成18年から実施していた「札幌市防火優良対象物公表制度」に代わり、平成26年4月1日から新たな制度である「札幌市防火優良対象物表示公表制度」を開始した。

この制度は、申請のあったホテルや旅館等の宿泊施設について、消防機関が消防法令、建築基準法令等の適合状況を審査し、基準に適合しているものに対して銀マークを、銀マークを3年間継続して交付されている場合は金マークを交付するとともに、これらの表示マークを交付した宿泊施設の情報を札幌市公式ホームページにおいて公表するものである。

令和3年4月1日現在、金マークを64件の宿泊施設、銀マークを9件の宿泊施設に交付している。

9. 札幌市消防局法令適合情報提供サービス

平成28年7月1日から新たな制度である「札幌市消防局法令適合情報提供サービス（愛称：消防“ホッと”インフォメーション）」を開始した。

この制度は、社会福祉施設等及び宿泊施設において、消防職員が査察を行った結果、消防法令に適合している消防法令上優良な施設をホームページに公表し情報提供するものである。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年5月より当該サービスを休止している。

10. 自衛消防業務講習

一定規模以上の百貨店、旅館、ホテル、事務所などの防火対象物に対しては、一定の基準を満たす自衛消防組織の設置が義務付けられており、この自衛消防組織の統括管理者を育成するため、平成21年度から「自衛消防業務新規講習」を開始した。また、平成26年度から自衛消防業務講習修了者を対象とした「自衛消防業務再講習」を開始している。

令和2年度における実施回数及び修了証の交付者は新規講習が20回404人、再講習が6回255人となっている。

11. 防火対象物の使用開始等検査

消防法又は札幌市火災予防条例の規定により、百貨店、旅館、ホテル及び複合用途ビルなどの一定規模以上の防火対象物に、火災の早期発見、初期消火、早期通報及び避難のため、消防用設備等を設置したときは、所轄消防署長に届け出て検査を受けなければならない。なお、令和2年度中の届出により検査を実施したものは3,524件である。

12. 消防用設備等の点検及び報告

防火対象物に設置された消防用設備等は、適切に機能するよう維持管理されなければならない。そのため、関係者はそれらの設備等を定期的に点検し、その結果を報告する義務がある。なお、令和2年度中の消防用設備等点検結果報告書の受付件数は33,104件である。

指定対象物状況(令和3年4月1日現在)

(単位：件)

業 態	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
総 数	73,341	11,269	9,146	12,076	10,727	3,223	9,155	2,385	3,792	7,899	3,669
指 定 対 象 物 計	17,954	4,087	1,912	2,216	1,794	1,252	1,904	769	1,317	1,778	925
	55,387	7,182	7,234	9,860	8,933	1,971	7,251	1,616	2,475	6,121	2,744
1 イ 劇 場 ・ 映 画 館	23	6	2	4	1	1	4	-	4	1	-
ロ 公 会 堂 ・ 集 会 場	533	29	79	73	47	43	55	50	69	42	46
2 イ キャバレー・ナイトクラブ	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ロ 遊 技 場 ・ ダ ン ス ホ ー ル	83	10	14	12	9	6	7	5	7	8	5
ハ 性 風 俗 関 連 特 殊 営 業 を 営 む 店 舗	11	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニ カラオケボックスその他遊興のため個室を提供する店舗	16	5	-	3	1	3	1	2	-	-	1
3 イ 待 合 ・ 料 理 店	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ロ 飲 食 店	834	234	116	100	74	42	59	54	48	62	45
4 百 貨 店 ・ マ ー ケ ッ ト	558	195	59	55	16	19	54	30	40	65	25
	973	139	111	143	114	64	96	85	49	86	86
5 イ 旅 館 ・ ホ テ ル	727	114	101	137	62	30	81	31	38	85	48
ロ 共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎	303	143	25	8	8	4	13	5	75	12	10
	177	50	14	8	19	-	22	4	40	15	5
6 イ 病 院 ・ 診 療 所	5,127	1,112	416	597	513	534	701	118	347	563	226
ロ 老 人 児 童 福 祉 施 設 ※ ①	38,605	4,470	5,091	6,876	6,236	1,449	5,647	1,010	1,696	4,277	1,853
ハ 老 人 児 童 福 祉 施 設 ※ ②	342	52	42	45	32	24	33	21	27	37	29
ニ 更 生 施 設	403	41	73	48	30	23	49	29	25	49	36
	584	53	65	88	59	42	67	44	73	53	40
	44	-	6	16	1	3	1	2	9	3	3
	724	56	123	111	79	40	67	40	49	100	59
	731	57	132	93	56	40	68	61	62	94	68
	119	12	19	10	8	11	13	8	13	15	10
	3	-	-	-	-	-	1	1	-	1	-
7 小 ・ 中 ・ 高 校 各 種 学 校	600	92	99	77	39	32	83	38	59	41	40
	85	8	66	-	1	1	6	1	-	1	1
8 図 書 館 ・ 美 術 館	84	12	1	4	1	52	3	-	8	1	2
	3	-	-	-	-	-	1	-	-	2	-
9 イ 蒸 気 ・ 熱 気 浴 場	13	11	-	-	-	-	1	-	-	-	1
ロ イ 以 外 の 公 衆 浴 場	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	33	4	4	4	3	2	5	1	2	6	2
10 車 両 の 停 車 場	6	2	-	-	-	-	-	-	2	2	-
	4	2	-	1	-	-	-	-	1	-	-
	54	12	8	7	7	4	7	-	2	5	2
11 神 社 ・ 寺 院 ・ 教 会	425	90	50	47	29	36	44	26	35	37	31
	105	18	16	14	12	2	14	6	8	12	3
12 イ 工 場 ・ 作 業 場	281	19	10	71	32	15	15	19	29	57	14
ロ 映 画 ・ テ レ ビ ス タ ジ オ	2,070	97	262	521	421	44	70	70	50	350	185
	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-
13 イ 自 動 車 庫 庫 ・ 駐 車 場	606	194	37	78	57	46	68	29	34	42	21
ロ 飛 行 機 等 の 格 納 庫	266	84	21	28	42	10	30	8	16	12	15
	5	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-
	3	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-
14 倉 庫	276	27	17	59	40	9	22	25	31	37	9
	2,041	156	235	524	582	45	86	48	33	214	118
15 前 各 項 以 外 の 事 業 場	1,398	446	115	185	118	60	145	39	125	112	53
	2,678	611	300	433	374	100	252	89	149	250	120
16 イ ※ ③	3,484	1,058	447	358	370	140	295	108	188	358	162
ロ ※ ④	2,768	591	379	347	299	99	398	97	147	287	124
	1,050	249	120	133	160	45	107	52	44	107	33
	4,032	666	460	749	774	102	463	129	156	395	138
16の2 地 下 街	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16の3 準 地 下 街	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17 重 要 文 化 財	13	11	-	-	-	1	-	-	-	1	-
	13	1	10	-	-	-	-	-	1	1	-
18 延 長 50メ ー ト ル 以 上 の ア ー ケ ー ド	6	5	-	-	-	-	-	-	1	-	-
19 休 業 等	1,348	241	360	284	164	12	59	35	133	9	51

(注) 1. ※① 児童福祉施設・老人福祉施設・障がい者支援施設などのうち要介護状態や障がいの程度が重い者などを入所させる施設
 ※② 児童福祉施設・老人福祉施設・障がい者支援施設などのうち、※①以外の施設
 ※③ 複合用途防火対象物のうち、その一部が消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
 ※④ 上記以外の複合用途防火対象物
 2. 各業態ごと、上段は、防火管理者を必要とする防火対象物である。

指定対象物立入検査実施状況（令和2年度中）（単位：件）

業 態	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
総 数	9,986	660	1,410	870	1,435	467	1,769	947	579	991	858
指 定 対 象 物 計	3,544	360	289	310	327	254	629	320	330	377	348
	6,442	300	1,121	560	1,108	213	1,140	627	249	614	510
1 イ 劇 場 ・ 映 画 館	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ロ 公 会 堂 ・ 集 会 場	150	1	10	13	10	18	27	22	18	8	23
2 イ キャバレー・ナイトクラブ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ロ 遊 技 場 ・ ダ ン ス ホ ー ル	20	2	-	4	1	3	2	4	2	1	1
ハ 性 風 俗 関 連 特 殊 営 業 を 営 む 店 舗	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニ カラオケボックスその他遊興のため個室を提供する店舗	6	-	-	-	1	2	-	2	-	-	1
3 イ 待 合 ・ 料 理 店	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ロ 飲 食 店	254	36	17	23	25	9	34	29	22	24	35
4 百 貨 店 ・ マ ー ケ ッ ト	123	20	9	12	6	7	26	10	12	6	15
	352	22	16	36	31	20	56	45	22	44	60
	168	8	19	26	18	6	28	11	13	30	9
5 イ 旅 館 ・ ホ テ ル	156	45	7	4	2	1	10	1	73	8	5
ロ 共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎	78	12	7	3	5	-	3	2	32	13	1
	566	17	54	17	58	95	196	43	16	47	23
	2,691	66	479	87	604	78	640	366	46	156	169
6 イ 病 院 ・ 診 療 所	71	6	4	10	8	8	7	2	8	11	7
ロ 老 人 児 童 福 祉 施 設 ※①	102	3	19	7	9	5	11	5	8	26	9
ハ 老 人 児 童 福 祉 施 設 ※②	81	2	6	17	3	-	25	3	18	-	7
ニ 更 生 施 設	11	-	1	6	-	-	1	-	3	-	-
	125	4	19	11	16	3	18	10	6	19	19
	147	2	16	14	10	9	16	16	21	20	23
	33	-	2	1	2	3	9	-	5	5	6
	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
7 小 ・ 中 ・ 高 校 各 種 学 校	101	2	7	20	8	10	23	13	9	6	3
8 図 書 館 ・ 美 術 館	4	1	-	-	-	-	1	1	-	-	1
	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
9 イ 蒸 気 ・ 熱 気 浴 場	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
ロ イ 以 外 の 公 衆 浴 場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5	-	1	-	1	1	-	-	1	1	-
10 車 両 の 停 車 場	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
	15	6	1	-	1	4	1	-	-	-	2
11 神 社 ・ 寺 院 ・ 教 会	70	3	5	6	5	7	10	14	5	4	11
	20	-	-	4	2	2	3	2	1	4	2
12 イ 工 場 ・ 作 業 場	53	1	4	11	7	2	4	12	2	8	2
ロ 映 画 ・ テ レ ビ ス タ ジ オ	509	8	104	103	72	11	20	38	6	64	83
	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13 イ 自 動 車 車 庫 ・ 駐 車 場	119	16	9	13	14	14	19	14	8	10	2
ロ 飛 行 機 等 の 格 納 庫	63	15	9	7	3	6	12	2	3	1	5
	5	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-
14 倉 庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	42	3	5	6	10	-	2	8	2	3	3
	448	15	93	65	96	7	42	26	12	48	44
15 前 各 項 以 外 の 事 業 場	246	29	30	32	18	10	34	22	33	20	18
	477	32	108	64	48	22	59	38	21	43	42
16 イ ※ ③	899	159	71	62	91	40	120	55	70	124	107
ロ ※ ④	721	82	71	36	98	31	162	35	44	104	58
	180	7	22	19	16	8	32	21	9	34	12
	859	27	185	126	136	25	115	75	26	97	47
16の2 地 下 街	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16の3 準 地 下 街	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17 重 要 文 化 財	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18 延 長 50メ ー ト ル 以 上 の ア ー ケ ー ド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19 休 業 等	133	3	23	13	15	3	31	11	10	5	19

(注) 1. ※① 児童福祉施設・老人福祉施設・障がい者支援施設などのうち要介護状態や障がいの程度が重い者などを入所させる施設
 ※② 児童福祉施設・老人福祉施設・障がい者支援施設などのうち、※①以外の施設
 ※③ 複合用途防火対象物のうち、その一部が消防法施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
 ※④ 上記以外の複合用途防火対象物
 2. 各業態ごと、上段は、防火管理者を必要とする防火対象物である。

防火管理者の選任と消防計画の届出状況（令和3年4月1日現在）

防火管理者を選任しなければならない対象物数	17,954	件
防火管理者を選任している対象物数	17,332	件（選任率 96.5%）
消防計画を届出している対象物数	17,058	件（届出率 95.0%）

（注） 消防法施行令第2条が適用される対象物は一の対象物として計上

防火管理・防災管理資格講習実施状況

防災管理では、一定規模以上の百貨店、旅館、ホテル、事務所などの防火対象物に防災管理者の選任を義務付けており、その養成のため、防災管理資格講習が実施されている。なお、甲種防火管理・防災管理新規講習は、1回の講習で、甲種防火管理と防災管理の両方の資格が取得できる。

令和2年4月以降、札幌市内における防火管理・防災管理資格講習は、一般財団法人日本防火・防災協会が講習を実施している。

防火対象物定期点検報告制度該当対象物の状況（令和3年4月1日現在）

（単位：件）

	該当対象物	点検報告済	特例認定済
合計	2151	1252	497
1項イ	16	5	10
1項ロ	249	81	155
2項イ	-	-	-
2項ロ	80	53	20
2項ハ	6	2	-
2項ニ	6	4	-
3項イ	-	-	-
3項ロ	131	79	5
4項	271	191	39
5項イ	127	63	33
6項イ	148	70	63
6項ロ	54	36	9
6項ハ	61	38	5
6項ニ	26	18	9
9項イ	12	4	-
16項イ	961	608	146
16の2項	3	0	3

各種届出状況（令和2年度中）

（単位：件）

届出種別	届出数	届出種別	届出数
炉	4	催物開催	51
厨房設備	5	臨時客席等設置	45
温風暖房機	20	ストーブ・煙突・取付掃除業	-
ボイラー	378	消防設備業	40
給湯湯沸設備	106	燃焼器具製造業	-
乾燥設備	26	燃焼器具取付・点検整備業	5
サウナ設備	4	少量危険物	699
ヒートポンプ冷暖房機	52	指定可燃物	19
火花を生ずる設備	-	灯油販売取扱者	1
放電加工機	-	裸火・危険物使用	141
変電設備	182	法令適合通知書交付申請	158
発電設備	123	防火対象物の仮使用の承認	44
蓄電池設備	116	圧縮アセチレンガス	292
ネオン管灯設備	-	受水そうの清掃	-
水素ガスを充てんする気球	-	指定洞道等設置	-
揚煙等の行為	521	使用開始	570
煙火打上げ・仕掛け	196		

高層建築物等状況（令和3年4月1日現在）

（単位：棟）

	総数	31m超 45m以下	45m超 70m以下	70m超 100m以下	100m超
総数	2,604	2,371	180	40	13
中央	1,345	1,198	105	34	8
北	257	233	21	2	1
東	158	147	9	1	1
白石	174	168	5	1	
厚別	117	106	9	1	1
豊平	262	253	9	-	
清田	16	15	1	-	
南	68	64	4	-	
西	177	157	17	1	2
手稲	30	30	-	-	

（注）建築物の最高高さで計上

消 防 同 意

消 防 同 意 の 概 要

消防法第7条では、建築物の新築、増築、改築、移転、修繕、模様替、用途の変更若しくは使用について許可、認可若しくは確認をする権限を有する行政庁若しくはその委任を受けた者又は建築基準法第6条の2第1項の規定による確認を行う指定確認検査機関建築主事が許可、認可若しくは確認を行う場合又は指定確認検査機関が確認を行う場合に、消防長又は消防署長の同意が必要である旨、定められている。

これは、申請建築物が消防関係法規などに適合しているかどうかチェックすることにより、火災予防の徹底を図ろうとするものである。

令和2年中の同意件数は1,916件で前年と比較すると354件の減少となった。

行政区別の同意件数は、中央区375件、東区267件、豊平区263件の順となっている。

なお、確認通知件数は6,092件である。

建築物の同意処理状況の推移（過去5年間）

（単位：件）

区 分	年 別	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
	建築物同意総数		2,705	2,522	2,474	2,270
	令別表防火対象物	2,175	2,081	2,016	1,833	1,453
	専用住宅等	521	435	452	431	453
	危険物施設	9	6	6	6	10
確認通知総数		5,886	5,951	5,930	6,237	6,092
総 数		8,591	8,473	8,404	8,507	8,008

消防同意事務処理状況（令和2年中）

（単位：件）

処 理 区 分		総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
申 請 種 別 計		1,850	375	198	267	207	95	263	67	72	207	99
確 認 申 請		1,306	226	139	196	164	66	196	52	51	148	68
計 画 通 知		118	27	16	13	6	8	8	5	7	17	11
許 可 申 請		60	35	1	5	1	3	7	-	2	4	2
計 画 変 更		366	87	42	53	36	18	52	10	12	38	18
同 意 ・ 不 同 意 別 計		1,916	394	201	273	210	98	265	76	85	211	103
同 意		1,914	393	201	273	210	98	265	75	85	211	103
（ 同 意 の うち 指 導 し た も の ）		1,379	275	143	196	146	68	196	65	61	155	74
不 同 意		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
工 事 種 別 計		1,916	394	201	273	210	98	265	76	85	211	103
新 築		1,811	373	193	256	198	93	252	71	80	200	95
増 築		74	14	8	11	9	3	8	4	2	8	7
改 築		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
移 転		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
用 途 変 更		31	7	-	6	3	2	5	1	3	3	1
大 規 模 の 修 繕		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大 規 模 の 模 様 替		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
防 火 対 象 物 別 計		1,916	394	201	273	210	98	265	76	85	211	103
合 別 表 の 防 火 対 象 物 小 計		1,453	332	150	185	145	72	208	59	68	157	77
1項	イ	劇場・映画館・演芸場又は観覧場	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	公会堂又は集会場	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-
2項	イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	遊技場又はダンスホール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗・その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3項	イ	カラオケボックス・漫画喫茶・複合カフェ等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	待合・料理店その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4項	イ	飲食店	14	3	-	3	-	1	5	-	1	1
	ロ	百貨店・マーケット・店舗・展示場	75	44	4	7	2	2	4	2	3	6
5項	イ	旅館・ホテル又は宿泊所・その他	45	21	4	2	2	-	2	-	13	1
	ロ	寄宿舎・下宿又は共同住宅	601	116	64	87	74	27	128	8	14	61
6項	イ	病院・診療所又は助産所	36	2	6	1	3	3	9	4	-	6
	ロ	福祉施設（主に要介護状態の者を入所させるもの）	52	3	4	12	2	2	6	1	5	10
	ハ	ロ以外の福祉施設	59	8	7	3	6	4	7	7	4	9
7項	イ	幼稚園・特別支援学校	4	-	-	-	-	1	-	-	-	3
	ロ	小学校・中学校・高校・高専・大学・その他	18	1	1	2	2	3	3	-	1	-
8項		図書館・博物館・美術館・その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9項	イ	公衆浴場のうち蒸気浴場・熱気浴場その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロ	イ以外の公衆浴場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10項		車両の停車場又は船舶・航空機の発着場	4	-	-	-	2	-	-	-	2	-
11項		神社・寺院・教会その他	10	-	2	3	-	1	1	1	-	2
12項	イ	工場又は作業場	16	-	-	3	-	1	3	3	-	3
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13項	イ	自動車車庫又は駐車場	64	22	5	4	5	2	8	10	3	3
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14項		倉庫	59	10	4	11	10	5	2	3	1	8
15項		前各項に該当しない事業場	239	54	31	32	21	15	19	12	18	21
16項	イ	複合用途防火対象物で特定用途に供されるもの※	100	38	15	11	6	3	8	3	1	12
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	55	10	2	3	10	3	2	5	4	9
16の2項		地下街	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16の3項		建築物の地階で連続して地下道に面したもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17項		重要文化財等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18項		延長50メートル以上のアーケード	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
専 用 住 宅 等		453	61	51	81	64	26	57	17	17	54	25
危 険 物 施 設 等		10	1	-	7	1	-	-	-	-	-	1
確 認 通 知		6,092	405	1,164	892	541	273	658	409	450	700	600

（注） ※ 複合用途防火対象物のうち、その一部が消防法施行令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの

危 険 物

危険物事務の概要

消防法に定める危険物は、ガソリンや灯油など、身近に存在し日常生活に不可欠なものも多い。火災や危険物流出等の災害発生危険は危険物施設に限らず、企業から一般家庭まで多岐にわたる。危険物に係る災害の発生や被害の拡大を防ぐため、消防法及び札幌市火災予防条例に基づき、危険物の貯蔵・取扱いを行う施設や設備の構造、貯蔵取扱方法等を規制し、市民生活の安全確保に取り組んでいる。

さらに、危険物に係る火災や流出等の事故について原因調査を行い、統計を取りまとめており、同種の事故の再発を防止するための施策整備、また企業や市民の保安意識の向上を図る普及啓発活動に活用している。

1. 危険物施設状況

(1) 行政区別施設数及び割合

本市には、令和3年4月1日現在5,960施設が存し、行政区別の施設数および割合は次表のとおりである。（割合は小数第二位を四捨五入するため、各割合の合計は必ずしも100%とならない。）

	全 市	中 央 区	北 区	東 区	白 石 区	厚 別 区	豊 平 区	清 田 区	南 区	西 区	手 稲 区
施 設 数 (件)	5,960	1,191	591	767	889	268	587	181	500	649	337
施 設 割 合 (%)		20.0	9.9	12.9	14.9	4.5	9.8	3.0	8.4	10.9	5.7

(2) 施設の動向（増・減）

令和2年4月1日現在との比較では、屋内貯蔵所3件及び移動タンク貯蔵所10件の増加、製造所、屋外タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所及び屋外貯蔵所が同数、屋内タンク貯蔵所13件、地下タンク貯蔵所29件、給油取扱所4件、販売取扱所1件及び一般取扱所23件の減少で、総体的に57件の減少となっている。

(3) 施設の許可及び検査

施設の設置又は変更を行うための許可の件数については、令和2年度は331件で、令和元年度と比較すると24件の減少となっている。工事完了後に行う完成検査については、令和2年度は331件で、令和元年度と比較すると7件の減少となっている。また、完成検査前検査（タンクの水圧、水張検査）については、令和2年度は41件で、令和元年度と比較すると19件の増加となっている。

(4) 立入検査

消防法第16条の5の規定に基づき、施設の位置、構造及び設備の管理状況について立入検査を実施しており、令和2年度中の立入検査件数は2,936件である。

(5) 危険物製造所等保安監督者選任状況（令和3年4月1日現在：完成検査済証交付施設）

危険物保安監督者を選任しなければならない施設	1,178施設
危険物保安監督者を選任している施設	1,164施設
危険物保安監督者の選任率	98.8%

(6) 危険物製造所等予防規程認可状況（令和3年4月1日現在：完成検査済証交付施設）	
予防規程の認可を受けなければならない施設	453施設
予防規程の認可を受けている施設	447施設
予防規程の認可率	98.7%

2. 危険物施設等の事故発生状況

令和2年中の事故発生件数は111件で、令和元年中と比べ5件の減となっており、そのうち危険物施設の事故の内訳は、火災1件、流出10件、破損23件及びその他1件の計35件であり、少量危険物施設の事故の内訳は、火災4件及び流出70件で計74件となっている。また、無許可施設の火災1件及び運搬中の流出事故1件が発生している。

危険物施設からの流出の原因は、人的要因が3件、物的要因が4件及び不明が3件である。

流出事故の人的要因の事故内容については、移動タンク貯蔵所から荷卸しする際、移動タンク貯蔵所の吐出口と注入ホースの緊結が不確実であったため、緊結部が離脱し、軽油が流出したもの等である。物的要因は、全て配管等の腐食経年劣化によるものである。

破損事故23件のうち22件が給油取扱所で発生しており、その多くが顧客等が運転操作を誤り、車両を固定給油設備に衝突させたもの等（危険物が流出していないものに限る。）である。ほかの1件は移動タンク貯蔵所で、交通事故により破損したものとなっている。

危険物施設の事故を総じて考察すると、給油取扱所における顧客等の運転操作の誤りにより発生するものの比率が高くなっている。

少量危険物施設の流出の原因は、その多くがホームタンクに関連するもので、配管及び附属設備の腐食経年劣化、工事等作業時の損傷、ホームタンクへの過剰注入による事故などであり、ホームタンクに関連する事故は全体の約96%を占めている。

3. 危険物関係事務処理状況

危険物関係事務処理件数は、令和2年度は3,616件で、令和元年度と比較すると151件の増加となっている。

4. 危険物製造所等類・品名別許可数量

第1類は、2,290kgとなっている。

第2類は、21,420kgとなっている。

第3類の貯蔵等はない。

第4類は、119,467kℓとなっている。

第5類は、260kgとなっている。

第6類は、940kgとなっている。

危険物施設状況（令和3年4月1日現在：完成検査済証交付施設）

（単位：件）

施設名	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
総数	5,960	1,191	591	767	889	268	587	181	500	649	337
● 製造所	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—
● 貯蔵所計	3,402	587	362	466	574	157	251	109	316	339	241
屋内貯蔵所	174	15	18	51	34	5	—	4	7	23	17
屋外タンク貯蔵所	60	—	4	24	4	2	3	—	8	9	6
屋内タンク貯蔵所	448	239	38	18	28	22	31	6	25	27	14
地下タンク貯蔵所	1,563	282	157	192	185	99	142	70	181	152	103
簡易タンク貯蔵所	4	—	—	—	—	—	—	—	4	—	—
移動タンク貯蔵所	1,148	51	145	178	323	28	75	29	90	128	101
屋外貯蔵所	5	—	—	3	—	1	—	—	1	—	—
● 取扱所計	2,557	604	229	301	315	111	336	72	184	309	96
給油取扱所	472	42	51	84	83	16	36	31	45	46	38
<ul style="list-style-type: none"> 営業用 うちセルフ 営業用以外 	291	33	36	53	39	12	29	17	23	29	20
	122	12	19	20	14	7	9	10	11	11	9
	181	9	15	31	44	4	7	14	22	17	18
販売取扱所	17	2	—	4	7	—	1	—	—	2	1
<ul style="list-style-type: none"> 第一種 第二種 	5	1	—	1	2	—	—	—	—	—	1
	12	1	—	3	5	—	1	—	—	2	—
移送取扱所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一般取扱所	2,068	560	178	213	225	95	299	41	139	261	57

危険物施設立入検査・指導実施状況（令和2年度中：立入検査実施施設数）

（単位：件）

施設名	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
総数	2,936	475	241	425	474	158	305	187	233	271	167
● 製造所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
● 貯蔵所計	1,261	176	103	194	219	59	105	87	122	103	93
屋内貯蔵所	45	1	5	13	9	1	—	5	—	7	4
屋外タンク貯蔵所	23	1	1	15	1	4	—	—	—	—	1
屋内タンク貯蔵所	114	49	8	5	5	3	13	3	9	11	8
地下タンク貯蔵所	645	79	56	100	81	34	63	48	81	64	39
簡易タンク貯蔵所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
移動タンク貯蔵所	431	46	33	60	123	15	29	31	32	21	41
屋外貯蔵所	3	—	—	1	—	2	—	—	—	—	—
● 取扱所計	1,675	299	138	231	255	99	200	100	111	168	74
給油取扱所	735	71	70	142	105	50	67	74	56	48	52
<div style="display: inline-block; vertical-align: middle; font-size: 2em; margin-right: 5px;">{</div> 営業用	633	67	59	133	86	43	65	54	42	42	42
	102	4	11	9	19	7	2	20	14	6	10
販売取扱所	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—
<div style="display: inline-block; vertical-align: middle; font-size: 2em; margin-right: 5px;">{</div> 第一種	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—
移送取扱所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一般取扱所	939	228	68	89	149	49	133	26	55	120	22

危険物施設等の事故発生状況（令和2年中）

（単位：件）

種別	総数	製造所	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	仮貯蔵・仮取扱い施設	無許可施設	少量危険物							運搬
															ホームタンク（屋外）	ホームタンク（屋内）	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	移動タンク	左記以外のもの	
総数	111	-	-	-	1	-	-	4	-	25	-	5	-	1	71	-	-	-	-	-	3	1
火災	6	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	3	-	-	-	-	-	1	-
爆発	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
流出	81	-	-	-	1	-	-	2	-	2	-	5	-	-	68	-	-	-	-	-	2	1
破損	23	-	-	-	-	-	-	1	-	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

危険物施設等の事故発生状況（過去5年間）

（単位：件）

年	総数	製造所	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	仮貯蔵・仮取扱い施設	無許可施設	少量危険物							運搬
															ホームタンク（屋外）	ホームタンク（屋内）	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	移動タンク	左記以外のもの	
28	113	-	-	-	1	1	-	5	-	24	-	8	-	-	71	-	-	-	-	-	1	2
29	113	-	-	-	2	2	-	8	-	11	-	10	-	-	74	-	-	-	-	-	5	1
30	100	-	2	-	-	5	-	3	-	24	-	7	-	-	51	-	-	-	-	-	4	4
元	116	-	-	-	2	-	-	5	-	20	-	5	-	-	70	-	-	-	-	-	13	1
2	111	-	-	-	1	-	-	4	-	25	-	5	-	1	71	-	-	-	-	-	3	1

危険物関係事務処理

	総 数	設 置 許 可	変 更 許 可	完 成 検 査	完 成 検 査 前 検 査	仮 使 用 承 認	取 下 げ ・ 取 止 届	試 験 報 告 等 届	住 所 ・ 氏 名 ・ 名 称 変 更	軽 微 な 変 更 届	譲 渡 ・ 引 渡 届	品 名 ・ 数 量 ・ 倍 数 変 更 届	廃 止 届	保 安 監 督 者 選 任 届
製造所等														
令和元年度総数	3,465	121	234	338	22	93	6	87	901	660	106	13	118	161
令和2年度総数	3,616	89	242	331	41	82	1	89	1,083	621	125	25	118	193
● 製造所	3	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
● 貯蔵所計	1,409	81	108	188	39	8	-	44	393	65	77	16	91	67
屋内貯蔵所	73	5	-	4	-	-	-	-	23	3	2	7	1	24
屋外タンク貯蔵所	34	-	-	1	3	-	-	2	1	8	2	-	1	15
屋内タンク貯蔵所	113	2	4	6	6	3	-	4	46	8	7	-	14	1
地下タンク貯蔵所	713	10	33	44	30	5	-	38	275	32	22	2	32	27
簡易タンク貯蔵所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
移動タンク貯蔵所	475	64	71	133	-	-	-	-	48	14	44	6	43	-
屋外貯蔵所	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
● 取扱所計	2,204	8	134	143	2	74	1	45	690	555	48	9	27	125
給油取扱所	1,325	-	80	79	1	58	-	10	341	437	7	8	5	94
(営業用)	1,202	-	64	62	-	51	-	10	322	422	7	6	2	70
(営業用以外)	123	-	16	17	1	7	-	-	19	15	-	2	3	24
販売取扱所	5	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	1	1
(第一種)	3	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	1
(第二種)	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-
移送取扱所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一般取扱所	874	8	54	64	1	16	1	35	346	118	41	1	21	30

状 況 (令和2年度中)

保安監督者解任届	休止届	再開届	災害発生届	危険作業届	完成検査済証再交付届	着工届	各種中間検査	その他	施設数		令和元年度と令和2年度の施設数比較		製造所等
									令和2年3月末	令和3年3月末	2年度増減件数	増加率%	
5	22	-	23	118	39	9	102	287	6,017	-	-	-	令和元年度総数
5	18	1	34	112	13	7	147	239	-	5,960	△57	△0.9	令和2年度総数
-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	● 製造所
1	13	1	5	30	8	2	71	101	3,431	3,402	△29	△0.8	● 貯蔵所計
-	1	-	-	-	-	1	-	2	171	174	3	1.8	屋内貯蔵所
-	-	-	-	-	-	-	1	-	60	60	-	-	屋外タンク貯蔵所
-	1	-	1	7	-	1	2	-	461	448	△13	△2.8	屋内タンク貯蔵所
1	10	1	3	23	2	-	68	55	1,592	1,563	△29	△1.8	地下タンク貯蔵所
-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	-	-	簡易タンク貯蔵所
-	1	-	1	-	6	-	-	44	1,138	1,148	10	0.9	移動タンク貯蔵所
-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	-	-	屋外貯蔵所
4	4	-	29	82	5	5	76	138	2,585	2,557	△28	△1.1	● 取扱所計
1	1	-	22	29	-	3	36	113	476	472	△4	△0.8	給油取扱所
-	1	-	22	18	-	3	34	108	292	291	△1	△0.3	〔 営業用 営業用以外
1	-	-	-	11	-	-	2	5	184	181	△3	△1.6	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	18	17	△1	△5.6	販売取扱所
-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	-	-	〔 第一種 第二種
-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	12	△1	△7.7	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	移送取扱所
3	3	-	7	53	5	2	40	25	2,091	2,068	△23	△1.1	一般取扱所

危険物製造所等類・品名別

類品名別	製造所等別	総数	製造所	貯蔵所						
				計	屋内	屋外 タンク	屋内 タンク	地下 タンク	簡易 タンク	移動 タンク
施設数		5,960	1	3,402	174	60	448	1,563	4	1,148
第一類 (kg)	計	2,290	—	2,290	2,290	—	—	—	—	—
	塩素酸塩類	20	—	20	20	—	—	—	—	—
	過塩素酸塩類	40	—	40	40	—	—	—	—	—
	無機過酸化物	10	—	10	10	—	—	—	—	—
	亜塩素酸塩類	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	臭素酸塩類	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	硝酸塩類	250	—	250	250	—	—	—	—	—
	よう素酸塩類	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	過マンガン酸塩類	80	—	80	80	—	—	—	—	—
	重クロム酸塩類	40	—	40	40	—	—	—	—	—
	その他のもの 含有するもの	1,850	—	1,850	1,850	—	—	—	—	—
第二類 (kg)	計	21,420	—	21,420	21,420	—	—	—	—	—
	硫化りん	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	赤りん	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	硫黄	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉄粉	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金属粉	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	マグネシウム	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他のもの 含有するもの	18,020	—	18,020	18,020	—	—	—	—	—
引火性固体	3,400	—	3,400	3,400	—	—	—	—	—	
第三類 (kg)	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	カリウム	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ナトリウム	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	アルキルアルミニウム	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	アルキルリチウム	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	黄りん	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	アルカリ金属等	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	有機金属化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金属の水素化物	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金属のりん化物	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	カルシウム炭化物等	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他のもの 含有するもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—

許可数量 (1) (令和3年4月1日現在)

屋外	取扱所								製造所等別	類品名別	
	計	給油			販売			移送			一般
		小計	営業用	営業用以外	小計	一種	二種				
5	2,557	472	291	181	17	5	12	-	2,068	施設数	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	塩素酸塩類	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	過塩素酸塩類	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	無機過酸化物	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	亜塩素酸塩類	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	臭素酸塩類	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	硝酸塩類	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	よう素酸塩類	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	過マンガン酸塩類	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	重クロム酸塩類	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他のもの	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	含有するもの	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	硫化りん	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	赤りん	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	硫黄	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	鉄粉	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	金属粉	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	マグネシウム	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他のもの	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	含有するもの	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	引火性固体	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	カリウム	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ナトリウム	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	アルキルアルミニウム	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	アルキルリチウム	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	黄りん	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	アルカリ金属等	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	有機金属化合物	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	金属の水素化物	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	金属のりん化物	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	カルシウム炭化物等	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他のもの	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	含有するもの	

危険物製造所等類・品名別

製造所等別 類品名別	総数	製造所	貯 蔵 所							
			計	屋 内	屋 外 タンク	屋 内 タンク	地 下 タンク	簡 易 タンク	移 動 タンク	
施設数	5,960	1	3,402	174	60	448	1,563	4	1,148	
第四類 (ℓ)	計	119,467,097	12,000	66,800,495	6,408,502	6,642,004	4,357,221	39,939,610	2,659	9,190,099
	特殊引火物	5,947	—	5,947	5,947	—	—	—	—	—
	第一石油類	17,328,223	—	5,026,786	1,214,752	51,800	—	176,600	2,164	3,581,470
	うち水溶性	46,696	—	46,096	46,096	—	—	—	—	—
	アルコール類	1,353,489	12,000	1,308,348	170,598	1,072,250	—	38,000	—	27,500
	第二石油類	71,117,209	—	33,882,188	1,185,115	1,899,220	390,031	25,196,908	495	5,102,019
	うち水溶性	126,348	—	125,188	125,188	—	—	—	—	—
	第三石油類	27,197,213	—	24,342,961	1,882,425	3,602,734	3,964,490	14,344,102	—	460,410
	うち水溶性	598,844	—	597,844	584,244	—	—	—	—	—
	第四石油類	2,462,536	—	2,232,285	1,947,685	16,000	2,700	184,000	—	18,700
	動植物油類	2,480	—	1,980	1,980	—	—	—	—	—
第五類 (kg)	計	260	—	10	10	—	—	—	—	—
	有機過酸化物	260	—	10	10	—	—	—	—	—
	硝酸エステル類	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ニトロ化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ニトロソ化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	アゾ化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ジアゾ化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ヒドラジンの誘導体	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ヒドロキシルアミン	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ヒドロキシルアミン塩類	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他のもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	含有するもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第六類 (kg)	計	940	—	940	940	—	—	—	—	—
	過塩素酸	300	—	300	300	—	—	—	—	—
	過酸化水素	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	硝酸	640	—	640	640	—	—	—	—	—
	その他のもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	含有するもの	—	—	—	—	—	—	—	—	—

許可数量 (2) (令和3年4月1日現在)

屋外	取扱所									製造所等別	類品名別
	計	給油			販売			移送	一般		
		小計	営業用	営業用以外	小計	一種	二種				
5	2,557	472	291	181	17	5	12	—	2,068	施設数	
260,400	52,654,602	27,858,152	22,963,175	4,894,977	243,366	40,680	202,686	—	24,553,084	計	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特殊引火物	第四類 (ℓ)
—	12,301,437	12,027,471	11,662,934	364,537	69,569	13,160	56,409	—	204,397	第一石油類	
—	600	—	—	—	600	600	—	—	—	うち水溶性	
—	33,141	—	—	—	1,460	1,060	400	—	31,681	アルコール類	
108,400	37,235,021	15,345,421	10,815,581	4,529,840	153,037	21,560	131,477	—	21,736,563	第二石油類	
—	1,160	—	—	—	160	160	—	—	1,000	うち水溶性	
88,800	2,854,252	483,300	482,700	600	16,200	1,800	14,400	—	2,354,752	第三石油類	
13,600	1,000	—	—	—	600	600	—	—	400	うち水溶性	
63,200	230,251	1,960	1,960	—	2,600	2,600	—	—	225,691	第四石油類	
—	500	—	—	—	500	500	—	—	—	動植物油類	
—	250	—	—	—	250	—	250	—	—	計	第五類 (kg)
—	250	—	—	—	250	—	250	—	—	有機過酸化物	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	硝酸エステル類	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	ニトロ化合物	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	ニトロソ化合物	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	アゾ化合物	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	ジアゾ化合物	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	ヒドラジンの誘導体	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	ヒドロキシルアミン	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	ヒドロキシルアミン塩類	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	その他のもの	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	含有するもの	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	計	第六類 (kg)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	過塩素酸	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	過酸化水素	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	硝酸	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	その他のもの	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	含有するもの	

防火協力団体

札幌防火委員会連合会（各区防火委員会）

1. 設 立

昭和40年4月16日、市内各地区に協議会として発足した。

その後、政令指定都市への移行に伴い、実践活動の強化を図るため、各区の連合町内会等を加入団体として区防火委員会となり、各委員相互の連絡協議を図るため、昭和49年4月4日札幌防火委員会連合会が設立された。

2. 目 的

区内の連合町内会及び各区の防火委員会と連絡協調し、地域住民の自主的な災害予防活動の実施と防火防災思想の普及啓発を図り、もって地域住民の安心安全に資することを目的としている。

3. 組 織

各区の防火委員会をもって連合会を組織し、各区内の連合町内会等をもって防火委員会を組織している。

1連合会、10区防火委員会、1,974委員

4. 事 業

- (1) 地域と連携した防火防災思想の普及啓発活動に関すること。
- (2) 火災、地震等の災害時において、主体的な消火・応急救護・人命救助を行うことができるようになるための平常時における訓練・研修の実施に関すること。
- (3) 放火防止対策のための地域と連携した活動に関すること。
- (4) 防火及び防災について、消防機関との連絡協調に関すること。
- (5) その他、本会の目的達成のために必要なこと。

各区少年消防クラブ協議会

1. 設 立

平成元年11月、市内各区に協議会が発足した。

2. 目 的

区内の各少年消防クラブと連絡協調し、活動に必要な指導育成を行うとともに相互の親睦を図り、もって消防クラブの発展に資することを目的としている。

3. 組 織

区内の各少年消防クラブの指導者をもって組織している。

10区少年消防クラブ協議会、少年消防クラブ46クラブ、クラブ員数616人、指導者数231人

4. 事 業

- (1) 各少年消防クラブとの連絡協調に関すること。
- (2) 少年消防クラブ運営指導の研究に関すること。
- (3) 少年消防クラブの活動に必要な指導、助言に関すること。
- (4) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事項

札幌防火管理者協会

1. 設 立

昭和39年3月に防火管理者連絡協議会として発足し、各区防火管理者協議会相互の連絡協調を図るため、昭和45年4月に札幌防火管理者連絡協議会連合会が設立された。

その後、政令指定都市への移行に伴い7協議会となり、昭和54年に札幌防火管理者協議会連合会へと改称、さらに平成元年及び平成9年の分区に伴いそれぞれ2協議会、1協議会が設立され、1連合会10協議会となった。

最初の組織発足から50年が経過し、将来的視点での運営体制、会員のニーズや時代に相応した事業展開を行っていく必要性から、各区防火管理者協議会及び札幌防火管理者協議会連合会を統合再編し、平成28年5月24日の設立総会をもって、現在の札幌防火管理者協会が設立された。

2. 目 的

各事業所における防火管理体制の推進を図るため、消防法令を遵守し、会員自らが防火管理に関する知識及び技術の向上に努めるとともに、積極的に防火防災思想の普及啓発及び地域社会への貢献を行い、もって社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

3. 組 織

本会の趣旨に賛同する防火対象物の防火管理者等により組織し、2,284会員によって組織している。

4. 事 業

「コンプライアンスの推進と安全安心向上に向けた情報発信」・「積極的な地域貢献」・「会員自らが主体となって事業に取り組む団体」という3つの組織コンセプトを掲げており、防火管理技能講習会、救命講習会及び実務講習会などの研修会や自主防火キャンペーン、青少年育成事業や地域の防火・防災等の啓発事業への協賛などの地域貢献活動など、会員自らが主体となった事業を展開するとともに、消防機関や各防火協力団体との連絡協調を図り、ホームページを活用した情報発信など、各防火対象物における防火管理体制の充実強化を図っている。

札幌危険物安全協会

1. 設 立

昭和40年に危険物取扱主任者連絡協議会(2協議会)として発足し、昭和47年の政令指定都市への移行に伴い、危険物安全協議会と改称した。(7協議会)

その後、平成元年の分区に伴い9協議会となり、各区協議会相互の連絡協調を図る必要から、平成4年に札幌危険物安全協議会連合会を設立。そして、平成9年の分区に伴い10協議会となった。

最初の組織発足から、平成27年で50年が経過し、将来的視点での運営体制、会員のニーズや時代に相応した事業展開を行っていく必要性から、各区危険物安全協議会及び札幌危険物安全協議会連合会を統合再編し、平成28年4月27日の設立総会をもって、現在の札幌危険物安全協会が設立された。

2. 目 的

危険物施設における消防法令の遵守と保安の確保を図るため、会員自らが危険物施設の健全化及び危険物に関する知識の向上に努めるとともに、積極的に危険物に関する普及啓発及び地域社会への貢献を行い、もって社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

3. 組 織

各区内の危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所の経営者若しくは本会の趣旨に賛同する事業所をもって組織し、正会員1,005会員及び賛助会員16会員の計1,021会員をもって組織している。

4. 事 業

「コンプライアンスの推進と保安確保に向けた情報発信」・「積極的な地域貢献」・「会員自らが主体となって事業に取り組む団体」という3つの組織コンセプトを掲げており、危険物安全週間保安研修会、救命講習会及び移動タンク貯蔵所の一斉点検などの研修会等や市民街頭啓発イベント、青少年育成事業や地域の防火・防災等の啓発事業への協賛などの地域貢献活動など、会員自らが主体となった事業を展開するとともに、消防機関や各防火協力団体との連絡協調を図り、ホームページを活用した情報発信など、各危険物施設における保安体制の充実強化を図っている。

札幌石油燃焼器具整備業協議会

1. 設 立

昭和49年3月26日に設立された。

2. 目 的

石油燃焼機器の点検整備等の技術向上及び石油燃焼機器に起因する災害の予防並びに市民の安全を確保するため、防火思想の普及啓発に努めるとともに会員相互の親睦を図り、事業の発展と社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

3. 組 織

札幌市火災予防条例に基づく石油燃焼機器の分解整備、修理補修、保守管理及び設置に関する熟練者を擁して、点検整備等の業務を行っている事業所及びこれから事業所を開設しようとする者をもって組織する。

一般会員89、賛助会員4

4. 事 業

- (1) 点検整備等の技術向上についての研修会並びに講習会の開催に関する事項
- (2) 点検整備等についての技術的な助言に関する事項
- (3) 防火思想の普及宣伝に関する事項
- (4) 防火について、消防機関並びに関係諸団体との連絡協調に関する事項
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な事項

ガ ス ・ 火 薬

ガス・火薬事務の概要

高圧ガス及び液化石油ガスに関する事務は、高圧ガスについては、高圧ガス保安法（以下「高圧法」という。）に基づき、高圧ガスの有する危険性による災害事故を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、輸入、移動その他の取扱いに関して規制を行っている。液化石油ガスについては、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）に基づき、災害事故を防止するため、液化石油ガス販売事業者に対し、一般消費者等への液化石油ガスの販売方法、液化石油ガス器具等の製造、販売等の規制を行っている。また、ガス事業法に基づき、都市ガス用品販売事業者への規制事務を行っている。

火薬類に関する事務は、火薬類取締法に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他取扱いについて規制を行っている。

令和2年度中における事務概要については、次のとおりである。

1. 事業者状況

本市には、令和3年4月1日現在2,731のガス関係事業者等があり、内訳は高圧ガス関係事業者等が1,985、液化石油ガス関係事業者等が746となっている。

火薬類関係事業者等は57となっている。

2. 各種申請・届出状況

ガス関係の各種申請・届出総数は1,272件で、高圧法関係591件、液石法関係681件となっている。うち、製造施設及び貯蔵所の設置、変更の許可申請、液化石油ガスの販売事業の登録、保安機関の認定申請等の許可申請関係は54件であった。

火薬類関係の各種申請・届出総数は153件となっている。うち、火薬類消費許可申請、火薬類譲渡許可申請書等の許可申請関係は58件であった。

3. 各種検査状況

ガス関係の製造施設等の設置、変更許可に伴う完成検査は29件、一定規模以上の事業所に対して行う保安検査は26件であった。また、事業所における安全対策等を定期的に監督・指導するための立入検査は297件となっている。

火薬類関係の火薬庫の保安検査は9件であった。また、事業所における立入検査は27件となっている。

4. 事故発生状況

令和2年中における高圧法第63条第1項に係る事故は15件発生しており、高圧法関係5件、液石法関係10件で、令和元年中と比較して全体件数は5件の減少となった。

事故の内訳は、高圧法関係が噴出・漏えい2件、容器の喪失・盗難2件、その他1件で、液石法関係が漏えい4件、漏えい火災2件、容器の喪失・盗難4件であった。

火薬類取締法第46条に係る事故は1件で、令和元年中と比較して1件の増加となった。

ガス関係事業所等状況（令和3年4月1日現在）

（単位：件）

事業区分	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
総数	2,731	620	361	384	357	101	256	124	120	277	131
高圧ガス関係計	1,985	534	226	259	257	89	166	89	80	197	88
第一種製造者	69	15	7	7	13	1	4	6	3	13	-
第二種製造者	782	239	87	78	67	46	72	42	41	68	42
高圧ガス販売業者	935	233	117	147	153	35	77	34	27	83	29
第一種貯蔵所	21	5	1	2	4	1	2	1	-	3	2
第二種貯蔵所	98	24	12	15	9	3	7	2	5	12	9
特定高圧ガス消費者	46	8	2	4	5	2	3	2	3	11	6
容器検査所	34	10	-	6	6	1	1	2	1	7	-
液化石油ガス関係計	746	86	135	125	100	12	90	35	40	80	43
液化石油ガス販売事業所	137	21	24	25	17	-	17	5	7	13	8
保安機関	150	21	25	28	20	-	21	6	7	14	8
充てん事業者	7	2	-	-	2	1	-	1	-	1	-
特定液化石油ガス設備工事事業者	452	42	86	72	61	11	52	23	26	52	27

ガス関係申請・届出状況（令和2年度中）

（単位：件）

	総数	高圧法関係	液石法関係
総数	1,272	591	681
許可関係計	54	30	24
	高圧ガス製造許可申請書	1	液化石油ガス販売事業登録申請書
	高圧ガス製造施設等変更許可申請書	15	保安機関認定申請書
	第一種貯蔵所設置許可申請書	2	保安機関認定更新申請書
	第一種貯蔵所位置等変更許可申請書	1	一般消費者等の数の増加認可申請書
	容器検査所登録申請書	2	保安業務規程認可申請書
	容器検査所登録更新申請書	9	保安業務規程変更認可申請書
	高圧ガスの種類又は圧力変更申請書	-	液化石油ガス販売事業者認定申請書
			貯蔵施設等設置許可申請書
			貯蔵施設等変更許可申請書
			充てん設備許可申請
			充てん設備変更許可申請書
検査関係計	55	41	14
	製造施設完成検査申請書	17	貯蔵施設等完成検査申請書
	第一種貯蔵所完成検査申請書	4	充てん設備完成検査申請書
	保安検査申請書	20	充てん設備保安検査申請書
届出関係計	1,163	520	643
	高圧ガス製造事業届書	10	液化石油ガス販売事業登録簿謄本
	第一種製造事業承継届書	2	交付（閲覧）請求書
	第二種製造事業承継届書	1	登録行政庁変更届書
	高圧ガス製造施設軽微変更届書	16	液化石油ガス販売所等変更届書
	高圧ガス製造施設等変更届書	6	液化石油ガス販売事業承継届書（甲）
	第一種貯蔵所承継届書	-	液化石油ガス販売事業承継届書（乙）
	第二種貯蔵所設置届書	5	業務主任者等選任（解任）届書
	第一種貯蔵所軽微変更届書	1	液化石油ガス販売事業廃止届
	第二種貯蔵所位置等変更届書	7	一般消費者等の数の減少届書
	高圧ガス販売事業届書	154	認定行政庁変更届書
	高圧ガス販売事業承継届書	26	保安機関変更届書
	販売に係る高圧ガスの種類変更届書	11	保安機関承継届書（甲）
	高圧ガス製造開始届書	1	保安機関承継届書（乙）
	高圧ガス製造廃止届書	16	保安業務廃止届書
	貯蔵所廃止届書	4	認定液化石油ガス販売事業者状況報告書
	高圧ガス販売事業廃止届書	27	貯蔵施設等変更届書
	特定高圧ガス消費届書	3	貯蔵施設等完成検査受検届書
	特定高圧ガス消費者承継届書	-	貯蔵施設等完成検査報告書
	特定高圧ガス消費施設等変更届書	1	充てん設備変更届書
	特定高圧ガス消費廃止届書	1	充てん設備完成検査受検届書
	危害予防規程届書	64	充てん設備完成検査結果報告書
	高圧ガス保安統括者届書	9	充てん設備保安検査受検届書
	高圧ガス保安技術管理者等届書	4	充てん設備保安検査結果報告書
	高圧ガス販売主任者届書	63	液化石油ガス設備工事届書
	特定高圧ガス取扱主任者届書	10	特定液化石油ガス設備工事事業開始届書
	高圧ガス保安統括者代理者届書	7	特定液化石油ガス設備工事事業変更届書
	高圧ガス製造休止届書	-	特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書
	高圧ガス保安協会保安検査受験届書	5	是正計画（報告）書
	指定保安機関保安検査受験届書	17	液化石油ガス販売事業報告
	保安検査結果報告書	20	保安業務実施状況報告
	事故届書	14	充てん事業報告
	冷凍保安責任者届書	-	その他
	冷凍保安責任者代理者届書	-	
	検査主任者届書	11	
	容器検査所廃止届書	2	
	その他	2	

ガス関係立入検査実施状況（令和2年度中）

（単位：件）

事業区分	総数	高圧法関係								液石法関係					ガス用品・器具等関係		
		小計	第一種製造者	第二種製造者	高圧ガス販売業者	第一種貯蔵所	第二種貯蔵所	特定高圧ガス消費者	容器検査所	小計	液化石油ガス販売事業者	保安機関	充てん事業者	特定液化石油ガス設備工事事業者	小計	都市ガス用品の販売事業者	液化石油ガス器具等の販売事業者
実施件数	297	135	25	30	64	2	8	3	3	132	44	45	1	42	30	2	28

ガス関係事故発生状況（令和2年中）

事業区分	総数	高圧法関係								液石法関係							
		小計	爆発	火災	噴出・漏えい	破裂・破壊	喪失・盗難	その他	小計	漏えい	漏えい爆発		漏えい火災	中毒・酸欠	喪失・盗難	その他	
											漏えい爆発	漏えい爆発・火災					
事故発生件数（件）	15	5	-	-	2	-	2	1	10	4	-	-	2	-	4	-	
人的被害（名）	-	3	-	-	1	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	
死者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
重傷者	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
軽傷者	-	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	

火薬関係事業所等状況（令和3年4月1日現在）

（単位：件）

事業区分		総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
総数		57	16	4	9	2	2	1	-	16	5	2
火薬類製造所		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火薬類販売所		9	4	1	2	1	-	-	-	1	-	-
競技用紙雷管販売所		2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
火薬庫	一級火薬庫	16	4	-	-	-	-	-	-	10	2	-
	二級火薬庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	三級火薬庫	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
	実包火薬庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	煙火火薬庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	その他火薬庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火薬庫外貯蔵場所	火薬類販売所関係	6	2	1	3	-	-	-	-	-	-	-
	委託貯蔵	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	土木関係	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	がん具用煙火	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	法令に基づく消費者	21	4	2	3	1	2	1	-	3	3	2
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

火薬関係申請・届出状況（令和2年度中）

（単位：件）

	火薬類取締法関係	
総 数		153
許 可 関 係 計		58
	火薬類譲渡許可申請書	9
	火薬類譲受許可申請書	8
	火薬類消費許可申請書	20
	火薬類譲受・消費許可申請書	12
	保安教育計画(変更)認可申請書	9
検 査 関 係 計		9
	保安検査申請書	9
届 出 関 係 計		86
	火薬類製造施設(火薬庫)軽微変更届	1
	火薬庫外貯蔵場所指示願	18
	火薬庫外貯蔵場所廃止届	-
	火薬類製造（取扱）保安責任者（代理者・副）選(解)任届	12
	火薬庫等定期自主検査計画策定（変更）届	6
	火薬庫等定期自主検査報告書	16
	火薬類販売年報報告書	8
	火薬類販売営業許可申請書等記載事項変更報告書	1
	火薬庫所有(占有)者年報報告書	9
	火薬庫設置等許可申請書等記載事項変更報告書	1
	火薬類消費許可申請書等記載事項変更届	1
	火薬類消費年報報告書	9
	申請等取下書	2
	その他	2

火薬関係立入検査実施状況（令和2年度中）

（単位：件）

事 区	業 分	総 数	火薬類取締法関係								
			製 造 者 及 び 製 造 所	販 売 業 者 及 び 販 売 所	消 費 者		火 薬 庫			貯 火 蔵 薬 場 庫 所 外	
					煙 火 場 所	煙 火 以 外	製 造 業 者	販 売 業 者	消 費 者	販 売 業 者	消 費 者
実施 件数		27	-	6	5	8	-	-	8	-	-

火薬関係事故発生状況（令和2年中）

事業区分	総 数	製造中			消費中			運搬中			貯蔵中			廃棄中			がんろう中			その他		
		産 業 火 薬	煙 火	が ん 具 煙 火	産 業 火 薬	煙 火	が ん 具 煙 火	産 業 火 薬	煙 火	が ん 具 煙 火	産 業 火 薬	煙 火	が ん 具 煙 火	産 業 火 薬	煙 火	が ん 具 煙 火	産 業 火 薬	煙 火	が ん 具 煙 火	産 業 火 薬	煙 火	が ん 具 煙 火
事故発生 件数（件）	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人的被害（名）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
死 者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
重 傷 者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
軽 症 者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-